議案第256号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和７年12月11日

福岡市長　髙　　島　　宗一郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1　損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方 | 損害賠償額 |
|---|---|
| [redacted] | 214,447円 |

2　事件の概要

令和７年４月17日午後６時頃、相手方[redacted]氏所有の普通乗用自動車が、市内東区多々良二丁目21番36号付近の市道を走行中、当該市道の側溝のグレーチング蓋が変形して浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。